

# 令和2年度子育てサポートセンター特定業務委託に係る契約希望者の 公募について

令和2年2月28日

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課

岩手県では、子育てひろばの運営、子育て相談、子育て情報の提供、子育て支援のための研修業務等を行う県の子育て支援の中核施設である子育てサポートセンターについて、管理及び運営を業務委託しています。

つきましては、以下のとおり、令和2年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集します。

## 記

### 1 公募に付する事項

令和2年度子育てサポートセンター特定業務委託

### 2 資格要件

- (1) 県内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法第2条第1項に定める別表の13「子どもの健全育成を図る活動」を行う特定非営利活動法人で、3に記載する業務の実施が可能な者であり、かつ、県内の市町村からの補助又は委託により、地域子育て支援拠点事業を令和2年3月1日において1年以上継続実施している者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2号各号のいずれかの規定に該当しない者
- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者

### 3 業務の概要

子育てサポートセンター管理運営方針に基づき、いわて県民情報交流センター6階の子育てサポートセンターにおいて、下記の業務を行う。

#### (1) 職員配置

子育て支援に精通し、子育てに関する各種相談、講習等における講師等が可能な保育士、幼稚園教諭資格等の有資格者である常勤職員を常時1名配置するほか、非常勤職員及び運営を補助するボランティア等により円滑な業務運営が可能となる人員を配置すること。

## (2) 業務内容

### ① 県民の自主的活動の支援業務

#### ア 見守り業務

いわて県民情報交流センター開館日の9時から17時30分までの間、サポートルーム、プレールーム、乳幼児室等のひろばスペースにおいて、乳幼児や親等が安全かつ楽しく利用できるよう見守りを行う。

ただし、施設整備のための月2日の利用休止日を除く。

#### イ 親子の遊びメニュー等の紹介業務

月1回の小イベントの開催により、親子での遊びのメニュー等を紹介する。

### ② 子育てに関する相談の仲介業務

来所、電話、メール等による利用者からの相談に対して、適宜、必要なアドバイスや情報の提供、専門機関への仲介等を行う。

### ③ 子育てに関する情報の集積・発信業務

#### ア 子育てサークル等のパンフレット、事業案内等の掲示

#### イ 子育てサポートセンターホームページ等の運営管理

#### ウ 情報誌の発行

(ア) 情報誌「にこっと」の発行(年1回)

(イ) 岩手県内子育て便り「子育て情報便」の発行(年1回)

(ウ) 「センター便り」の発行(年12回)

### ④ 子育てに関する啓発・普及業務

#### ア 子育て及び子育て支援に関する講習及び研修の企画・実施

(ア) 親等を対象とした研修会(年6回)

(イ) 子育て支援者を対象とした研修会(年3回)

(ウ) 子育て支援コーディネーターを対象とした研修(年1回)

(エ) フォーラム(年1回(重複実施可))

#### イ 県内の地域子育て支援機関等へのネットワーク支援

(ア) 子育て情報便の発行(年1回)

### ⑤ その他の業務

#### ア 利用者アンケートの実施

県民活動交流センターが行うアンケート調査等を利用し、子育てサポートセンターに係る利用者の意見を集約する。また、随時利用者及び関係者の意見集約に努める。

#### イ 運営委員会への協力

県が設置する子育てサポートセンター運営委員会における資料の作成業務等を補助する。

#### ウ 運営調整のための会議への出席等

県民活動交流センターの一体的な運営に向けた連絡調整会議等に参加する。

(3) 事業実施に当たっての留意事項

① 危機管理対応

いわて県民情報交流センター指定管理者が行う危機管理対策に沿って、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態及び不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講ずること。また、いわて県民情報交流センター指定管理者が作成する対応マニュアルにより災害時の対応について随時訓練を行うこと。

② 安全衛生管理

サポートルーム、プレールーム、乳幼児室等における利用者の安全及び衛生管理には、十分に配慮すること。

③ 環境保全

いわて県民情報交流センター指定管理者の示す方針や指針に従い、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境への配慮を行うこと。

④ 職員研修

本業務の推進のため、受託者は従事する職員に対し、計画的に研修を実施すること。

⑤ 物品の管理、記録等

子育てサポートセンターの備品は適切に管理し、利用者の安全のため簡易な修繕は受託者が行うこと。消耗品等は、必要に応じて更新すること。また、毎日の利用者、活動内容、連絡事項等を、業務日誌、相談記録等により記録しておくこと。

⑥ 個人情報管理

利用者や研修参加者等の個人情報は、岩手県個人情報保護条例等の規定により取り扱うこと。

(4) 事業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする

#### 4 参加意思確認書の提出

事業の受託を希望する者は、様式1に必要事項を記入の上、岩手県保健福祉部子ども子育て支援課に提出すること。

(1) 応募期間 令和2年2月28日(金)から令和2年3月13日(金)まで

(2) 提出期限 令和2年3月13日(金)17時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送による。

(4) 提出部数 1部

## 5 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者のときは、当該応募者を契約予定人として選定し、要件を満たす応募者が複数存在するときは、企画競争に移行するものとする。

また、契約予定人となった場合は、別途、見積書を提出し、県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなるので、契約予定人となったことによって契約を確約するものではないこと。

## 6 応募要件の無効

応募要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

## 7 その他

(1) 本事業については、令和2年度当初予算の成立を前提として募集を行うものであり、予算編成状況や県議会での審議状況等により、契約締結前に内容の変更、募集停止等の措置を行うことがある。

(2) 応募に要する全ての費用は、応募者の負担とする。

## 8 応募・照会等窓口

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課 少子化担当

TEL 019-629-5456 FAX 019-629-5464